

産前産後期間における国民健康保険税の免除について

1 概要

現役世代の負担軽減を図るため、出産する被保険者に係る産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の保険税を免除する全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されたことに伴い、小平市国民健康保険条例を一部改正するもの。

2 改正の内容

(1) 免除の対象者

出産する予定の被保険者または出産した被保険者。出産は、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となる。

(2) 免除額

被保険者の出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額と均等割額。

(3) 費用負担

公費（国1/2、都1/4、市1/4）

3 施行日

令和6年1月1日

4 参考

- ・令和4年度 小平市の出産育児一時金申請件数：89件
- ・厚生労働省は対象者一人当たりの免除額を平均で約27,000円として積算している。
（令和5年6月12日 国保実務より参照）
- ・小平市における1年間の産前産後期間に係る免除額
89件×約27,000円=約2,403,000円
そのうち、市の負担額は1/4の約60万円と見込んでいる。